

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業 Q&A

No	カテゴリ	質問内容	回答
1	1.申請について	同一の事業所について助成は1度だけか。	一度助成を受けた事業所であっても、感染者が再び発生し、行政検査の対象とならないPCR検査等を実施した場合は再度の申請が可能である。なお、申請は法人単位で行っていただく必要がある。
2	1.申請について	申請の際に、事前の相談が必要か。	本補助事業で補助対象とするPCR検査等は、あらかじめ市に相談し、事前協議を行っていただく必要がある。
3	2.対象経費	補助対象となる経費はいつからのものか。また、いつまでのものか。	令和4年4月1日以降、令和4年中に実施したPCR検査等で、行政検査の対象外となった職員または利用者に係る検査の費用が対象となる。すなわち、既に行ったPCR検査等も補助対象となりうるが、事前に市に相談し、事前協議を行うことが必要である。
4	2.対象経費	感染者が発生した場合、補助対象となる検査を受ける期限はあるのか。	原則として、感染者の感染可能期間（Q&A No.15 参照）内の最終暴露日（接触日）後14日間に受検した検査費用について、助成対象とする。また、PCR検査等については、複数の感染者が発生した場合は、最初の感染者の感染可能期間の初日から最後の感染者の感染可能期間の末日までの期間内の最終暴露日（接触日）後14日間に受検した検査費用について、1回限り助成対象とする。なお、最後の感染者の感染可能期間の末日後に新たに感染者が発生した場合は、再度の申請が可能である。
5	2.対象経費	医療機関を受診し、保険適用外のPCR検査等を行った場合、検査費用の他に診療により発生する初再診料など医療費の自己負担部分も補助対象となるか。	医療保険適用される医療費の自己負担部分は補助対象とならず、保険適用外の検査費用のみが対象となる。
6	2.対象経費	医療機関等を受診し、保険適用でPCR検査等を行った場合、検査費用の自己負担部分は補助対象となるか。	ならない。なお、保険適用されるPCR検査等について、当該検査費用の負担は本人に求めないこととされている。
7	2.対象経費	PCR検査費用として、20,000円を超える金額を支出したが、超える部分については補助対象外か。	お見込みの通り。
8	2.対象経費	抗原検査を行った結果、陰性と判定され、確定診断のためにPCR検査を行った場合の補助上限は。	原則として補助対象とする経費はPCR検査費用か抗原検査費用か、どちらか一方のみである。従って、PCR検査費用としての補助上限20,000円か抗原検査費用としての補助上限6,000円のいずれかが補助上限となる。なお、抗原検査（定量）については、簡易な核酸検出検査と同等の感度であるとされており、抗原検査（定性）についても、発症初日から9日目の有症状者については確定診断が可能とされており、状況に応じて確定診断が可能な方法により受検されたい。
9	2.対象経費	感染者が所定の期間の療養後、職場に復帰するにあたりPCR検査等を行った場合、当該検査費用は助成対象となるか。	当補助事業は、事業所等で感染者が発生した場合で、濃厚接触者の定義からは外れ行政検査の対象外となった職員または利用者について、検査費用を補助するものである。お尋ねのケースはそもそも行政検査の対象となりえず、補助対象とならない。
10	2.対象経費	抗体検査の費用は助成対象外か。	お見込みの通り。
11	2.対象経費	濃厚接触者が発生した場合であっても、感染者が発生した場合と同様に補助対象となるか。	対象外である。ただし、同居する家族が濃厚接触者として特定された場合にかぎり、当該職員が受けたPCR検査等費用は対象となる。
12	2.対象経費	濃厚接触者とされていた者の検査結果が陽性と判明した場合であっても、検査結果の判明前にPCR検査等を行った場合、当該検査費用は補助対象となるか。	対象外である。
13	2.対象経費	同居する家族が濃厚接触者として保健所等から特定され、当該家族にPCR検査が行われる又は行われた場合であっても、検査結果の判明前にPCR検査等を行った場合、当該検査費用は補助対象となるか。	感染拡大防止の観点から、高齢者施設等・障害者施設等に従事する職員に対して早期にPCR検査等を行うことが必要であるため、同居する家族が濃厚接触者として特定された場合に限り、当該職員（濃厚接触者の接触者）が受けたPCR検査等費用は、同居家族のPCR検査等結果の判明前であっても、補助対象とする。またこの場合の同居家族の検査結果は問わない。ただし、当該職員（濃厚接触者の接触者）が受けたPCR検査等の結果の判明前に、当該職員と同じ事業所の職員で、接触があった者や、直接サービスを受けた利用者がPCR検査等を行った場合は補助対象外とする。
14	2.対象経費	同一人が複数回の抗原検査を実施する場合において助成が認められるとされている、介護施設や障害者支援施設等での集団感染の期間はどのように判断すればよいか。	原則として、最初に感染者が発生した日から、最後の感染者の感染可能期間中（Q&A No.15 参照）の最終暴露日（接触日）から14日間の間を、本事業においては集団感染の期間とみなし、期間中に実施した抗原検査は市が必要と認める範囲において、助成対象とする。
15	3.対象者	感染者の感染可能期間とは、いつからいつまでの間か。	【高齢者施設】 発症日の2日前から、10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した日までの間。無症状者においては検体採取日の2日前から採取後7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は5日経過までの間）。 【障害者施設】 発症日の2日前から、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した日までの間。無症状者においては検体採取日の2日前から採取後7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は5日経過までの間）。

No.	カテゴリ	質問内容	回答
16	3.対象者	感染者が発生したことを機に、事業所の職員全員にPCR検査等を行いたい、助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、当補助事業は感染者が発生した場合に、事業継続に必要な検査を支援する趣旨であることから、感染者との接触が認められない者まで対象とすることはできない。ただし、感染者との接触については、必ずしも直接の接触に限定するものではないので、感染機会のある者も含め、必要な範囲で複数名に検査することは差し支えない。
17	3.対象者	補助対象は感染者と直接の接触があった者の検査に限られるか。	必ずしも直接の接触があった者に限るものではない。例えば感染可能期間中（Q&A No.15 参照）に感染者と交代勤務で同じ事務所で業務に従事していた者なども対象となり得る。
18	3.対象者	感染者といつ接触があった者が対象となるか。	原則として、感染可能期間中（Q&A No.15 参照）に接触があった者を対象とする。
19	3.対象者	居宅に訪問するサービス（介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護など）で、サービス提供者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者と同じ事業所の職員で、接触があった者や、サービスを受けた利用者が想定される。なお、利用者の家族や利用者サービス提供した他の事業所のサービス提供者が行う検査費用は助成対象外である。
20	3.対象者	居宅に訪問するサービス（介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護など）で、利用者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者にサービスを提供した者が想定される。なお、サービス提供者と同じ事業所で、感染者へのサービス提供を行っていない者が行う検査費用は助成対象外である。
21	3.対象者	施設に通所するサービス（介護保険サービスの通所介護、障害福祉サービスの生活介護など）で、サービス提供者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者と同じ事業所の職員で、接触があった者や、サービスを受けた利用者など、接触の可能性がある利用者などが想定される。なお、利用者の家族や利用者サービス提供した他の事業所のサービス提供者が行う検査費用は助成対象外である。
22	3.対象者	施設に通所するサービス（介護保険サービスの通所介護、障害福祉サービスの生活介護など）で、利用者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者にサービスを提供した者など、感染者と接触の可能性がある職員や、感染者と接触の可能性がある他の利用者が想定される。
23	3.対象者	施設に入所するサービス（介護保険サービスの特養、障害福祉サービスの共同生活援助など）で、職員が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者と同じ事業所の職員で、接触があった者や、サービスを受けた利用者など、接触の可能性がある利用者などが想定される。
24	3.対象者	施設に入所するサービス（介護保険サービスの特養、障害福祉サービスの共同生活援助など）で、利用者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者にサービスを提供した者など、感染者と接触の可能性がある職員や、感染者と接触の可能性がある他の利用者が想定される。
25	3.対象者	職員が陽性になった場合であって、直接サービスの提供を受けた利用者の家族の検査費用は対象となるか。	対象外である。
26	3.対象者	助成対象となる職員の検査費用について、派遣社員など当該事業所所属以外の者の検査費用も対象か。	事業継続に必要と判断した検査費用であれば対象である。
27	4.対象事業所	地域包括支援センターは対象となるか。	地域包括支援センターは、介護予防支援事業を行っている事業所として対象となる。
28	4.対象事業所	いわゆる「医療みなし」の事業所も対象となるのか。	対象となる。ただし、いわゆる「医療みなし」は医療機関が自動的に指定されているものであるため、実際に介護サービスを実施している事業所を対象とする。
29	5.その他	当該補助事業は来年度も継続されるのか。	未定である。
30	5.その他	市の実施する「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業」や、県の実施する補助金等との併用は可能か。	他の国、県または市の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。
31	5.その他	PCR検査等はどうすれば受けることができるか。	民間検査機関やPCR検査等を実施できる医療機関で検査可能。契約は直接当該検査機関等と行っていただく必要がある。なお、民間検査機関やPCR検査等を実施できる医療機関等の情報については提供できる場合があるので、必要に応じてご相談されたい。
32	5.その他	本事業により検査を受けた場合、高齢者施設等の従業者等に対する重点的検査実施事業（高齢者及び障害者事業所で働く従事者等において、事業所に従事する方を対象とした無料の抗原定量検査を実施する事業）による抗原定量検査を併用することはできるか。	高齢者施設等の従業者等に対する重点的検査実施事業の目的は、平時において症状がない従業者に対して早期に発見し、感染拡大防止を図ることであるため、原則として感染者が発生している事業所については、高齢者施設等の従業者等に対する重点的検査実施事業の対象外となり、本事業により検査費用の助成を受けることを検討されたい。なお、原則として直近1週間以内に高齢者施設等の従業者等に対する重点的検査実施事業により抗原定量検査を受検した又は受検する予定である場合は、本事業の対象外となる。